

もっと素敵に! “日常のおしゃれと暮らし”を素敵にする40代、50代のライフスタイルマガジン

大人のおしゃれ手帖

12 DEC. 2014 定価 780円

COVER LADY 鈴木京香さん

秋から冬へ 重ね着力を つけましよう



横幅40cm以上!
日々のお買い物にぴったり

マチが広いから
かさばる荷物もラクラク

【ブランドアイテム特別付録】

ツモリチサト
ネコ柄
ビッグショルダートート

サイズ(約):H28×W44.5×D17cm

デンマーク&ノルウェー

内田彩仍さん

北欧の家具と暮らしにふれる旅



黒、白、グレー、ネイビー
40代、50代が似合う
定番カラーと秋の色

我が家の年末準備、はじめます

びっくりするほど体がよくなる

近澤愛沙先生の「足もみ」健康法

高橋良枝さんの

大皿料理でごはん会!

佐伯チズさんに教わる

朝と夜の肌仕度

暮らしに自分だけのギャラリー

寒い日も颯爽と。

真冬のパワーアップアウター

はきやすくてかっこいい

今年買うブーツ決めました!

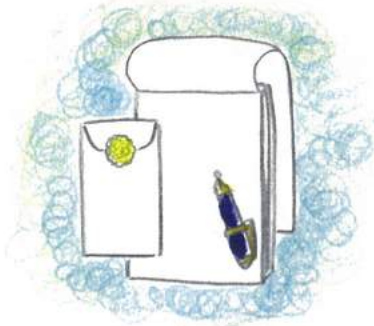
Tokyo Hotel Lunch
★ 読者特典付き! ★
東京ホテルランチ案内
Tokyo Hotel Lunch

保険、年金…今から知りたいお金のこと

大人の家計簿

平成27年1月に施行される相続税法の改正もあり、
 〴〵ぼんやりと意識している〴〵という人が多い「相続」の問題。
 実はお金に余裕がない人ほど、争いになりやすいとか……。

illustration : Ayako Teramoto text : Keisuke Okutsu



相続税法の改正

トラブルにならないために

〴〵勘定〴〵と〴〵感情〴〵、
 その双方が大切です

40〜50代は、みずからの老後について考えると同時に、両親の死や相続についても意識しなければならぬ年代。しかし死を前提とした「相続」というものは、親子の間でなかなか話題にしづらいテーマでもあります。

「それではいけません。相続で採めないためには、生前の準備がもっとも大切なのです」と語るのは、相続診断協会の代表理事・小川実さん。「相談にいらつしやる方は、親御さんが亡くなられてから来るという方がほとんど。すでに採め始めているパターンも少なくありません。相続でひとたび採めると、これまで仲のよかった家族や親族がバラバラになってしまうことも多い。亡くなられた方が一番悲しむことですよ

ね。それを避けるためには、相続資産の総額とそれぞれの相続人に、親の言葉としてきちんと伝えるなど、生前の対策が必要になってくるのです」

そして「採めないためには、ふたつの〴〵カンジヨウ〴〵をうまく合わせる〴〵ことが大切だ」という。

「相続とは親の生き方、そして人生を受け継ぐこと。相続争いは〴〵お金の奪い合い〴〵であると同時に、親の愛情の奪い合い〴〵でもある。お金の〴〵勘定〴〵と、〴〵気持ちの〴〵感情〴〵、そのふたつが大切なんです。一度ボタンを掛け違えると、どこまでも採めてしまうことも多い。70歳を超えている姉妹が、3年以上も裁判で争っているケースもあります。お二人ともすでにそれなりの資産をお持ちなのですが、感情の部分で納得がいかないのでしょうか。そんな事例は、枚挙にいとまがありません」

相続診断士とは何ですか？

相続診断協会が認定する資格。相続に関する多岐にわたる問題を理解し、一般の方への啓蒙活動を行う。相続についての知識がない関係者から現状をヒアリングし、トラブルが発生しそうな場合には、できるだけ事前に税理士、弁護士、司法書士などの有資格者に橋渡しを行う「笑顔相続の道先案内人」としての役割を担う。

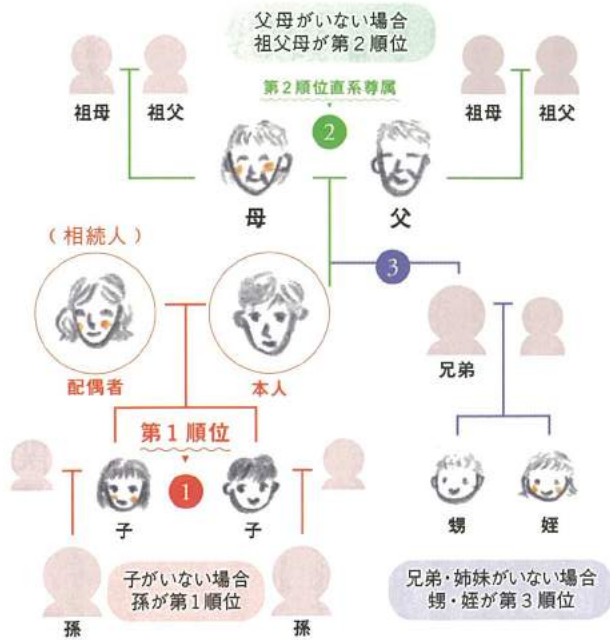
教えてくれた方



生前からの準備が「笑顔相続」の決め手です

一般社団法人相続診断協会 代表理事
 小川 実さん

税理士。会社経営をサポートする専門家集団「税理士法人HOP」代表社員。約3年前に一般社団法人相続診断協会を設立し、「笑顔相続の道先案内人」相続診断士の資格を作る。



〔相続人の範囲〕

死亡した人の配偶者は常に相続人となり、配偶者以外の人は、次の順序で配偶者と一緒に相続人になります。

第①順位 死亡した人の子ども

その子どもがすでに死亡している時は、その子どもの直系卑属(子どもや孫など)が相続人となる。
子どもも孫もいる時は、死亡した人により近い世代である子どものほうを優先。

第②順位 死亡した人の直系尊属 (父母や祖父母など)

父母も祖父母もいるときは、死亡した人により近い世代である父母のほうを優先。第2順位の人、第1順位の人がいな
いとき相続人になる。

第③順位 死亡した人の兄弟姉妹

その兄弟姉妹がすでに死亡しているときは、その人の子どもが相続人となる。第3順位の人、第1順位の人、第2順位の人もないとき相続人になる。

※内縁関係の人は、相続人に含まれません。

相続税法の改正で特に 都市部で対象者が増加

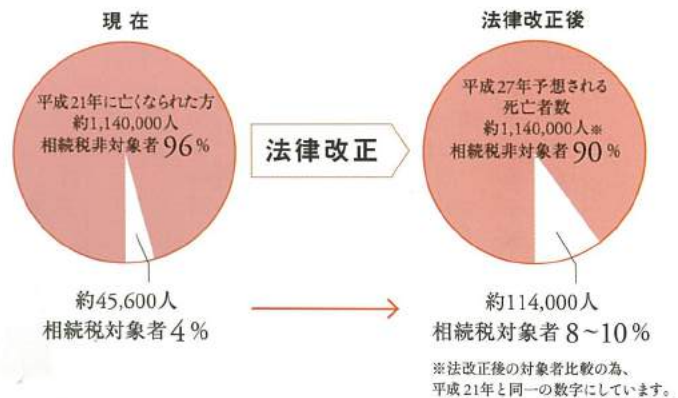
平成27年1月施行の相続税法の改正によって、これまで相続財産の総額が「基礎控除5000万円+1000万円×法定相続人の数」を越えなければ非課税だったものが、以降は「基礎控除3000万円+600万円×法定相続人の数」までが上限となります。具体的には、法定相続人(主に子ども)が3人いる場合、これまでは資産8000万円まで、今後は資産4800万円までが非課税になるということです。

「全体の4%程度だった相続税の対象者数は、おそらく8~10%くらいまで増加が見込まれています。さらにこの数字は全国での割合なので、たとえば東京や大阪などの都市部に持ち家がある方などは、二人一人が相続税の対象者になると言われています」と、小川さん。

特に不動産の資産などが多い場合、現金による税金の支払いに苦慮するパターンも少なくありません。節税方法として一般的なのは「生前贈与」。年間110万円までは非課税なので、たとえば二人の子どもに5年間贈与し続ければ、相続税

の対象資産は1100万円減ることになります。資産が多い場合は相続税率も高いので、多額の生前贈与でたとえ贈与税がかかったとしても得になるパターンも。もしくは一括払いの生命保険(非課税)を購入するなどの方法もあります。「いずれにせよ、資産がどれくらいあるのかを把握することが大切。実は課税対象ではなかった場合など、下手に動く損をすることもありますが、本人の老後の資金も大切ですし、相続を意識したらまず一度、専門家の診断を受けることをおすすめします」と、小川さん。

相続市場の実績と今後の環境の変化



時々耳にする「相続」に関するトラブル

数千円円の遺産をめぐって起きる相続争い。不動産や親の事業の株式など、分割しづらい資産がその争点になりがちです。

「お金持ちが揉める」という意識はあらためましょう

相続争いは「お金持ちが揉めるもの」というイメージは間違いだ、と小川さんは語ります。

「たとえば資産総額が10億円を超える場合、不動産などの相続に絡んで多少の不平等が生まれたとしても、何億円かは残るでしょう。でも『数千円円の不動産とわずかな預貯金』みたいな場合、不動産の処分ができないと遺産分割は不平等になり、しかも十分な金額が手に入らない人が出てくる。普通の庶民が『兄弟で親を順番に拉致して遺言書を書かせる』という話もよく聞きます。1000万円程度の遺産をめぐって相続争いをするパターンも、非常に多いのです」

それを実証しているのが「遺産分割金額の金額別訴訟割合」の円グラフです。調停に持ち込まれた案件のうち、資産合計が1000万円以下のものが約31%。1000万円超5

000万円以下が約43%。都内に持ち家を持っていたら、すぐこれくらいの金額になります。まずは「自分たちも揉めるかもしれない」ということを、肝に銘じておきましょう。

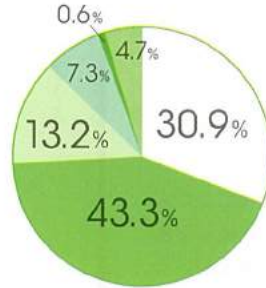
揉める要素は不動産の相続が圧倒的に多いそう。または親が事業をしている場合は、その未上場の株式の分割も揉めがちです。事業の後を継ぐ長男と、家を出て遠くに住んでいる次男や三男がその株式を等分したら、長男はやりにくくて仕方がない。このように「分割しづらい資産」をどうするかが争点となるのです。

ちなみに現在50代以下の方々は、戦後の平等教育を受けて育った世代。子どもたちに対しても、普段から「できる限り平等に財産分与しよう」という意識で動くことが多いと思います。しかしその親の世代は、長男が一家の全財産を相続する「家督相続」が基本だった世代。この意識のギャップも、相続争いが起きる一つの要因といえます。

相続税の非対象者による紛争の割合は74%

家庭裁判所に持ち込まれる相談数も年々増加、1年で18万件

遺産分割金額の金額別訴訟割合



- 相続資産合計が1,000万円以下
- 相続資産合計が5,000万円以下
- 相続資産合計が1億円以下
- 相続資産合計が5億円以下
- 相続資産合計が5億円超
- その他

参考:最高裁判所の「司法統計年報」平成22年より

役に立つガイドBOOK

「平成27年1月から申告が必要となるアナタのための相続税・贈与税申告書の書き方」



相続税の基礎控除引き下げや贈与税の基本知識など、専門家に頼む前に自分で申告することができる本。

「Q&A

相続税大増税時代に備える「笑顔相続」のスズメ」
税理士法人HOP・司法書士事務所HOP 共著



税制改正の解説からエンディングノートまで、争族トラブルを回避して「笑顔相続」を迎える方法を解説。

確認しておくべき項目の例

資産をつまびらかにすることが笑顔相続への第一歩です。

1 預貯金等

- 確認項目
- 金融機関名
 - 支店名
 - 種類
 - 金額
 - 受取人

2 有価証券等

- 確認項目
- 種類
 - 銘柄
 - 証券番号等
 - 受取人

いざというときに 今から備えておきたいこと

「トラブルを防ぐためには生前の準備が大切」ということでは、具体的に何をすべきなのかを伺いました。

親が自分の遺志を自分の言葉で伝えることが大切

「揉めないためには何よりもまず、生前に親が自分の遺志を、自分の言葉で伝えることが大切です」と小川さんは語ります。

「預貯金や有価証券などはともかく、特に不動産は均等分割をしづらいため。先祖代々の家屋など、簡単には売り払うべきでない物件も多いと思います。とはいえ不動産の権利を兄弟で分割してしまうと、また次の代の相続で揉めたり、一方が困窮した場合に換金しにくくなったりで維持することが難しくなる。それは先代の遺志を考えてもあるべき姿ではない。民法上は平等がうたわれている相続ですが、現実的には不平等が前提にあるともいえるのです」

そんななかで「争う相続」をなくし「笑顔相続」を迎えるためには①

相続する遺産がどんな項目で、どれくらいあるのかを明らかにすること、そして②親の遺志を、親自身の言葉で次代に伝えること、そのふたつが大切だといえます。

「遺言書に限らず、自己紹介から始まり遺言、葬儀、家族への思い、財産のことなどをまとめたエンディングノートでも構いません。親が自分の言葉で遺志を伝えれば、その言葉がない場合に比べて、子どもが納得するケースが非常に多いのです」

また、亡くなった親の預貯金を葬式代金としておろしたくとも、口座が凍結され、銀行印や必要な書類が見つからずに動きが取れなくなるパターンもよく聞かれます。凍結された口座のお金は10年で失われるので注意が必要です。そのようなトラブルを避けるためにも、一度専門家の相続診断を受けたたり、下記の項目を参考に親子で話し合う時間を作るべきといえるでしょう。



確認項目 **3**
債券等

- 種類
- 債務者
- 債券額
- 受取人

確認項目 **5**
負債

- 債権者
- 弁済期
- 債券額
- 証書の有無
- 引受人

確認項目 **4**
不動産

- 所在
- 地番家屋番号
- 地目/用途
- 地積/床面積
- 受取人

確認項目 **6**
保険

- 保険会社
- 種類
- 満期
- 保険金額
- 担当者
- 受取人

「笑顔相続ノート」を
20名様にプレゼントいたします。



『笑顔相続ノート』は、一般社団法人相続診断協会が名づけた「エンディングノート」のことです。自己紹介から始まり、遺言、葬儀、介護、財産、家族への思いなど、家族と自分自身へのメッセージをまとめる1冊です。こちらをご希望の方は、官製はがきに、郵便番号、住所、氏名、年齢、今回の企画の感想を明記のうえ、〒102-8388 東京都千代田区一番町25番地 株式会社宝島社 大人のおしゃれ手帖編集部 12月号「笑顔相続ノート」プレゼント応募係までお送りください。応募締め切り12月4日。当選者の発表は、商品の発送をもって替えさせていただきます。
*お客様の情報は当選者への発送の目的のみに使用いたします。

参考:「笑顔相続ノート」(一般社団法人相続診断協会監修)